

フランスの犯罪被害者支援策

——検討会ヒアリング——

2006.6.30

中央大学法科大学院 小木曾 綾

1 概況（特徴）

(1) 三つの柱（1970年代後半～）

- ① 行為者からの迅速な賠償（附帯私訴・action civile）
- ② 国家補償制度（CIVI、FGTI）
- ③ 支援機構（association、INAVEM）

(2) 職権主義の刑事手続と附帯私訴

- ① 刑事手続は裁判所による真実発見手続
 - A) 国と被告人の間の攻撃・防御を想定する当事者主義との違い
- ② 附帯私訴 ⇒ 刑事裁判と同時の損害賠償請求

2 経済的支援制度

(1) 附帯私訴

- ① 被害者が当事者として訴訟に参加
- ② 被害者にとって容易な損害賠償請求と手続参加
- ③ 損害補填手段としての実効性高くない

(2) 国家補償

- ① 理念 国民の「連帯」の印としての国家補償制度
- ② 支給の現状（2005年、添付グラフ参照）

A) 請求件数 約 17,000

B) 支給総額 約 € 2 億 4,000 万

a) 平均 約 € 14,000

㋐) € 1 ⇨ ¥ 145（2006.6.26）

③ テロおよび犯罪被害補償基金（FGTI）

A) 財源

- a) 損害保険に課される目的税
- b) 1 契約あたり € 3.30 ⇨ ¥ 480（2005年）
- c) 行為者からの弁済（FGTI 求償）

B) 受給資格（一般犯罪）

- a) フランス国籍を有する者
 - ㋐) 国外犯含む
- b) それ以外の国籍保有者
 - ㋐) 国内犯であり かつ
 - ㋑) EC 加盟国の国籍保有者 または
 - ㋒) 適法滞在者
- c) 過失相殺あり
- d) 社会保険、生命保険受給等の有無を勘案
 - ㋐) 補償は補充的性格

C) 対象犯罪（過失含む）

- a) 補償限度額なし

- 7) 死亡または重傷害（1 ヶ月以上の就労不能）
 - 8) 性犯罪
- b) 限度額あり
 - 7) 軽傷害
 - 8) 窃盗、詐欺など一定の財産犯
 - 月収 € 1,288 以下（2006 年、扶養者数に応じ加算）
 - 行為者不明または行為者無資力
 - 他の損害補填手段がないこと
 - 経済的困窮状態にあること
 - 上限 € 3,864（2006 年）
- D) 支給内容・範囲（裁判所の個別判断、2005 年に基準制定のため委員会設置）
 - a) 被害者本人
 - 7) 経済的損害
 - 8) 精神的被害
 - 9) 逸失利益 etc.
 - b) 相続人
 - 7) 相続人については被害者の死亡による相続人自身の損害に限る（破棄院判例）
 - 葬儀費用
 - 交通費、宿泊費
 - 精神的被害 etc.
- E) 手続
 - a) 補償委員会（CIVI・大審裁判所内）
 - 7) 被害者の請求、資料提出
 - 8) FGTI の補償額提示
 - 9) 被害者承認
 - 10) CIVI 委員長承認
 - FGTI 支払い
 - 11) 被害者の提示額拒否／FGTI 支払い拒否
 - CIVI 審査
 - CIVI 裁定
 - 12) 上訴可

3 支援のための連携

(1) 被害者政策協議会（CNAV）

① 被害者支援政策全般の審議機関（1999 年～）、法務大臣主宰

A) 構成

- a) 厚生、内務、国防、財務、国土交通、自治等
- b) INAVEM
- c) 研究者

(2) INAVEM

(3) Maison de la justice et de droit（法テラス）

4 民間団体への援助

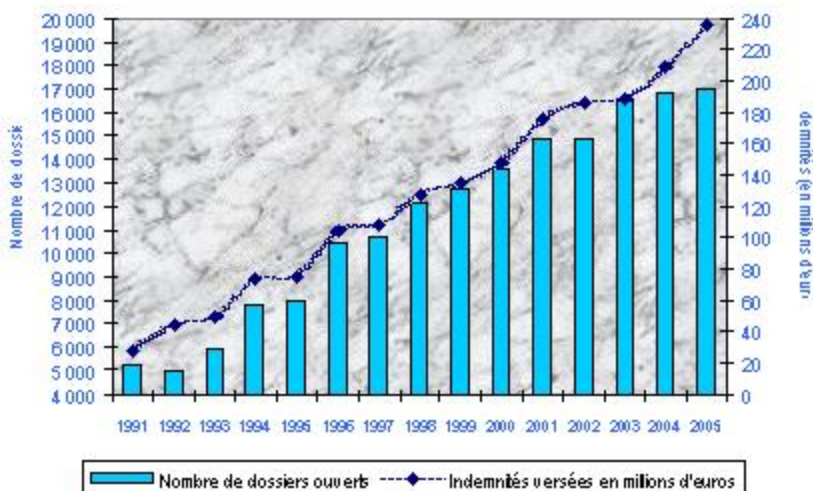
(1) INAVEM

① 全国の支援組織の連絡調整・代表・教育機関（1986 年～）

- A) 政府との連携
 - B) 支援団体職員の教育
 - C) コンフェランス等の開催
 - D) 電話相談 (19,000 件、2004 年)
 - E) 被害者－加害者仲裁
 - F) 被害者に関わる法執行機関等での教育 (警察、判・検事養成校 etc.)
- ② 150 の加盟支援機関
- A) 法によって認可された association
 - a) 1986 年に約 50 の支援機関の連絡調整機関として INAVEM 発足
 - B) 全土に 650 の被害者受入れ事務所
 - C) 193,000 人の犯罪被害者を受入れ (2004 年)
- ③ 予算
- A) INAVEM 本体 (2005 年)
 - a) 予算 € 1,859,712
 - ア) ほぼ半額は法務省からの補助金
 - b) 支出 € 1,948,864
 - B) 被害者支援活動全体に € 1,760 万支出 (2004 年)
 - a) 政府 (主に法務省)
 - b) 地方自治体
- ④ 職員数 (全土)
- A) 1,500 人 (常勤・非常勤)
 - B) 人材募集枠
 - a) 弁護士
 - b) 心理学者
 - c) 受入れ事務担当者
 - d) 事務所長
- (2) ある加盟機関の構成 (オルレアン)
- ① association 運営委員会の構成 (代表)
- A) 市役所
 - B) 県議会
 - C) 裁判所
 - D) 弁護士会
 - E) 社会保険事務所
 - F) 警察・憲兵隊
 - G) 女性保護団体 etc.
- ② 被害者受入れ事務所
- A) 弁護士
 - B) 心理学者
 - C) 事務職員
 - D) 自治体派遣職員 etc.

F.G.T.I. - STATISTIQUES

EVOLUTION DU NOMBRE DE DOSSIERS D'INFRACTIONS PENALES OUVERTS ET INDEMNITES VERSEES



EVOLUTION DES ENCAISSEMENTS SUR LES AUTEURS D'INFRACTIONS PENALES

